

令和5年3月31日

各 位

富士宮信用金庫

### 不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させ、地域のお客さまをはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深く反省し、心より深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 事案の概要

令和5年2月24日（金）、当金庫の淀川支店に勤務していた元職員（営業係・20代・男性）が複数のお客さまに対して定期預金を作成する等の虚偽の説明を行い、お客さまが用意された現金を着服する等の方法によりギャンブル費、遊興費に使用していたことが判明しました。

現在、事実関係の調査を行っておりますが、現時点で判明している累計事故金額は50,438,877円、実質被害額は29,808,877円となっております。

なお、元職員が勤務した店舗は、淀川支店のみで令和3年10月から令和5年3月まで在籍しておりました。

##### 2. お客さまへの対応

現時点で被害に遭われたことが判明しているお客さまへは、個別にご連絡の上、事実関係を説明し謝罪を申し上げますとともに、被害金額の弁済を行いました。

また、現在、元職員が担当していたお客さまに関するお取引手続に関して、類似の方法による不正取引の有無の調査を進めております。

##### 3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき速やかに監督官庁への不祥事件の発生について報告を行うとともに、所轄の警察署にも通報しており、今後、告訴を行います。

##### 4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、令和5年3月30日付で懲戒解雇処分としまし

た。なお、更に調査中ではありますが、調査結果が判明次第、常勤役員全員と関係職員に対しては、厳正な処分を行います。

#### 5. 今後の対応

本件をお客さまや社会からの信頼を損なう事案として重く受け止め、発覚直後から対策本部を設置し、外部専門家（弁護士）の助言もいただきながら、事実関係の調査や原因の究明、再発防止に向けた取り組みの検討等を進めております。

今般の事態を厳粛に受け止め、今後の調査結果も踏まえた実効的な再発防止策の策定や職員教育の更なる充実を通じ、内部管理態勢の強化を図ることで、お客さまをはじめ関係者の皆さまからの信頼回復に取り組んでまいります。

#### 6. お客さまのお問い合わせ窓口

本件に関するお客さまのお問い合わせ窓口を以下の通り設置しました。本件に関してお心あたりがあるお客さま、その他、お取引内容に不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をおかけしますが、下記までお問い合わせください。

##### < 本件に関するお問い合わせ先窓口 >

富士宮信用金庫 本部企画部 リスク管理課

電話番号：0120-341-346（フリーダイヤル）

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）

##### < 報道関係窓口 >

富士宮信用金庫 本部総務部 総務課

電話番号：0544-23-3112

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）